

2025年6月15日

中国国家知識産権局宛『專利審査指南改正草案（意見募集稿）』に対する JIPA 意見

一般社団法人 日本知的財産協会
理事長 小林 利彦

【1】 第一部分 第一章 4.1.2 発明者

改正案では、「すべての発明者の身元情報を記載しなければならず」が追加されている。

しかしながら、非中国籍の発明者の身元情報については、記載の要否含めてどのような情報を記載するのかが明確でなく、従来筆頭発明者について求められるものと同等以上の情報が求められるような場合には、出願人にとって過度な負担になる恐れがある。

そこで、非中国籍の発明者の身元情報については、記載すべき情報を明確化するとともに、従来通り国籍情報のみに留めるなど、機微な個人情報や過度な個人情報を含まないものとしていただくことを要望する。

【2】 第二部分 第九章 6.1 審査基準

改正案では、「…必要は場合には明細書の内容に対して…」が追加されているが、審査において、明細書中に中国専利法第5条（公序良俗違反等）に関する問題点が指摘された場合、明細書中の該当箇所を削除する補正が認められるかを示していただくことを要望する。

このように要望するのは、グローバル出願を行う際には、各国の法制度の違いにより、出願する全ての国の法律に適合した明細書を作成することが実務上困難な場合があるため、出願後の補正による拒絶理由の解消の可能性について把握したいためである。

【3】 第二部分 第九章 6.2 審査例

審査例の【例1】における出願の請求項の中の「前記情報収集モジュールは、顧客に知られることなくその顔の特徴情報を収集し、キーポイント検出アルゴリズムを利用して顔の姿勢を調整することで、正規化された顔画像を取得し、」という記載において、「顧客に知られることなく」という記載を削除することで、中国専利法第5条第1項（公序良俗違反等）の問題を回避することが可能かを明確にさせていただくことを要望する。

ここで、該当部分の削除の可否を明確にするに際し、以下2点を考慮して、出願の請求項の中の該当部分を削除する補正が許容されることを要望する。

- ・情報システム分野において個人情報を扱う機能は広く利用されており、出願の請求項に個人の画像や身元識別情報を含む個人情報を扱う内容を記載することも広く行われていること
- ・法律に準拠することは当然として、「個人の個別的同意を得る行為」をシステムの運用

時、つまり発明の実施時に行えば、個人情報保護法を順守できるものと考えられること

【4】第二部分 第九章 6.1.1 専利法第5条第1項に基づく審査

アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願について、法律、公序良俗に違反するか、又は公共利益を妨げる内容が含まれる場合、専利法第5条第1項の規定に基づき、専利権を付与することができない旨が追加されている。

そして、「6.2 審査例」に、【例1】同意なく収集されたデータに基づくマットレス販売支援システムは個人情報保護法に違反するという事例や、【例2】歩行者の性別や年齢などで保護対象を決める自動運転車両の緊急時判断モデルが公衆の倫理観に反するという事例が挙げられている。

しかしながら、法律や公衆の倫理観は普遍的なものではなく、法律は改正されることがあり、倫理観も時代により変わり得るものなので、これを理由に専利権を付与しない発明専利出願は、むやみに拡大適用されるべきでなく、限定的に運用されることを要望する。

【5】第二部分 第九章 7.ビットストリームを含む発明専利出願の審査関連規定

権利を付与できない場合について、「単なるビットストリームだけに係る」とはどのようなものであるかを、明確にしていきたい。

また、権利を付与できる場合について、意見募集稿に挙げられているデジタルビデオ符号化/復号の技術だけでなく、ストリーミングメディア以外の分野でのビットストリームやデータ構造に関する発明が考えられることから、他の技術についても付与の余地があることを示していきたい。

以上